

## JR連合格田会長が迷言？！

9月13日に開催された第25回連合中央執行委員会で、JR連合格田会長が仰天発言。  
労働者に対する処分を求めることは労働組合の名にもとる行為で、連合として指導していただきたいとの

JR総連小田委員長の発言に対し、「処分要求はしていない」と発言！

もしかしたら、お忘れなだけかもしれないので、JR連合のこれまでの見解を掲載する。

「本日の判決を受けて、東日本会社は毅然とした態度で厳正な処分をすべきだ。」

(JR連合ホームページより)

この発言の真偽を確かめるための質問状に対しては、

貴組合から質問のあった「JRに革マルはいらない！民主化完遂7.17集会」の内容については、当組合ホームページに掲載している通りであるので、そちらを参照されたい。

(JR連合発第2号)

加えて、「国際人権B規約は推定無罪のことだけを言っているわけではない」

とのこと！！

解釈は勝手にどうぞ。

しかし、これは労働者、労働組合の立場の発言ではない。

国際人権B規約（正式には「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、97年8月29日）

第14条（公平な裁判所による公正な公開審査を受ける権利）

2項 刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

**「民主化」などという前に、  
人権を学んだらどうか！！**